令和2年10月27日 令和2年12月21日更新 令和3年5月20日更新 令和3年11月8日更新 令和4年1月21日更新 令和4年2月3日更新 令和4年3月30日更新 令和4年4月20日更新 令和4年7月29日更新 令和4年8月5日更新

教職員各位

学術研究院長 岡安章夫

事務局長 桑田 悟

# 新型コロナウイルス感染等による自宅待機について

本学では、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、教員自身に体調不良等がなくても、感染者や濃厚接触者である学生・教職員等との接触の状況により、自宅待機をお願いすることとしております。

学生・教職員等と対面する際の基本事項と自宅待機に関して、引き続き下記のとおり取り扱いますので、改めてお知らせします。

また、教員の自宅待機による休講等は、授業予定に大きな影響が及ぶことから、自宅待機となった場合の対応(遠隔授業、補講、代替教員の準備等)について、できるだけ事前に検討いただくことをお願いいたします。

なお、職員についても感染者や濃厚接触者と接触した場合は、教員に準じて対応願います。

記

#### 1. 基本事項

感染リスク低減のため、下記を厳守ください。

(1) 構内(屋外も含む)においては、<u>マスクの着用</u>や<u>他の人との間隔</u>(1 メートル以上)の保持を徹底

(通勤時や学外での用務時においても可能な限り実践すること)

- (2) 講義・実験の場合は、学生同士、教員と学生間は十分な距離を確保し、換気を随時行う
- (3) 講義・実験の際には、学生にマスクを着用させること
  - やむをえない事情がある場合は、「わけがありますくカード」等の利用も可
  - ・フェイスシールドや透明マスク等は、エアロゾル飛散の防止機能が高くないことを考慮 して、できるだけマスクを併用

マスクを着用しない場合は、他の人との2メートル以上の間隔を確保し、十分な換気を行うこと。

2. 自宅待機期間と復帰要件(「新型コロナウイルスに感染した場合等の自宅待機期間について」参照)

### (1) 感染した場合

待機期間

→ (症状がある場合) 待機理由発生日を O 日として、翌日から 10 日 (無症状の場合) 検体採取日を O 日として、翌日から 7 日間

> ただし、保健所・医師等により別途指示がある場合は、 その期間とする

復帰要件

→ (症状がある場合) 発症日から 10 日間経過し、かつ症状が軽快してから 72 時間以上経過した場合

(無症状の場合)解除後、検体採取日から 10 日を経過するまでは、 検温などご自身による健康状態の確認等を行うこと

- (2) 濃厚接触者と特定された場合(同居の家族等が感染した場合は濃厚接触者とみなします)
  - 待機期間
- ・感染者の感染可能期間内(※1)に感染者と接触した最終日を0日 として5日間
  - ・感染者の同居者の場合は、感染者の発症日(無症状患者の場合は、 検体採取日)または、感染者の発症等により住居内で感染対策を講 じた日(※2)のいずれか遅い方を0日として5日間 なお、同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその 発症日(同居者が無症状の場合は、検体採取日)を0日目とする。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査 (※3)で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。

復帰要件

→ 本人に症状がないこと ただし、7日を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の 確認等を行うこと

- ※1 感染者が新型コロナウイルスを感染させる可能性があると考えられる期間 (発症する2日前から)
- ※2 日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策を想定
- ※3 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること
- (3) 症状(※4) がある場合

待機期間

- → 次の両方の条件を満たすこと
  - ・症状が出た日を0として、翌日から7日間
  - 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも3日が経過するまで

ただし、次の場合はその日まで

- 保健所、医師等により待機の必要がない等の判断があった場合
- 新型コロナウイルス感染症以外が原因と診断された、または判断できる場合

## 復帰要件

- → ・発熱等の症状がないこと
  - 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも 3日が経過していること

#### ※4【症状】

発熱(目安として37.5度以上)咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合

(4) 大学判断(※5) による場合 (同居の家族を含む。同居の家族が感染者となった場合は(2) とする。)

待機期間

- → 待機理由発生日を O として、翌日から5日間 ただし、以下の場合はそれぞれの期間までとする
  - ① 教職員本人が、保健所・医師等により待機の必要がないと判断された日まで
  - ② 教職員本人が接触した濃厚接触者及び感染が疑われる者が、保健 所・医師等により新型コロナウイルスに感染していないと診断さ れた日まで

また、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査 (※3)で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。

#### 復帰要件

- → 上記①の場合
  - ・教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに解除 上記②の場合
  - 診断された日以降、教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに 解除

ただし、7日を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の 確認等を行うこと

#### ※5【大学判断(例)】

- ・感染者や濃厚接触者の行動や状況により、ケースバイケースでの判断となる (自宅待機となり得る例)
  - ① 感染者や濃厚接触者と教職員が、同じ部屋(教室・実験室・研究室など)で 換気が出来ない状況であった場合
  - ② 感染者や濃厚接触者と教職員が、近い距離で会話をした場合
  - ③ 同居の家族等が濃厚接触者及び感染の疑いがある場合
- 自宅待機等の範囲(感染状況に応じて、下記の通り順次拡大していく)

同じ授業や実験、ミーティング等への参加者 → 隣接研究室・フロア単位 → 建物単位 → 部門単位 → 学部単位 → キャンパス単位 → 大学全体

(参考;学生の登校自粛範囲)

同じ授業や実験への参加者 → 学科・学年単位(例:○○学科○年生全員)→ 学年単位(例:○学年全員)または学科単位(例:○○学科全員) → 学部単位 → キャンパス単位 → 大学全体

#### 3. 体調確認と待機依頼・解除

- ・教員については、学術研究院長・部門長(担当事務:人事課職員・共済係)より確認のうえ連絡を行う
- ・職員については、管理監督者より確認のうえ連絡を行う。